

2020年2月25日

各位

北海道旭川市4条通8丁目
旭川信用金庫

「預金規定」の制定ならびに当金庫預金等規定の電子化について

当金庫は、民法の一部を改正する法律の施行に対応するため、2020年3月1日より標記規定を制定いたします。この規定は、制定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、内容をお知らせいたします。

また、これまで印刷物で配付していた預金等の規定ですが、環境へ配慮した取り組み等を推進するために、電子化いたします。電子化することにより、当金庫のホームページで最新の預金等規定を確認いただけるようになります。

記

1. 「預金規定」は、3ページに掲載しています。
2. 電子化する預金等の規定は下記のとおりです。
 - (1) 預金規定
 - (2) 当座勘定規定
 - (3) 当座勘定規定（専用約束手形口用）
 - (4) 手形・小切手署名判印刷サービス利用規定
 - (5) 定期性総合口座規定
 - (6) 期日指定定期預金規定〈ななかまど定期〉
 - (7) 自動継続期日指定定期預金規定〈ななかまど定期〉
 - (8) 自由金利型定期預金（M型）規定〈スーパー定期〉
 - (9) 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定〈スーパー定期〉
 - (10) 自由金利型定期預金規定〈大口定期〉
 - (11) 自動継続自由金利型定期預金規定〈大口定期〉
 - (12) 変動金利定期預金規定〈変動金利定期〉
 - (13) 自動継続変動金利定期預金規定〈変動金利定期〉
 - (14) 定額複利預金規定〈だんだん定期〉
 - (15) 定期預金共通規定
 - (16) 普通預金規定

- (17) 納税準備預金規定
- (18) 貯蓄預金規定
- (19) 通知預金規定
- (20) 財産形成期日指定定期預金規定
- (21) 財産形成住宅預金規定
- (22) 財産形成年金預金規定
- (23) 財産形成積立定期預金規定
- (24) 定期積金・積金ファンド定期積金共通規定
- (25) 積金ファンド定期預金規定
- (26) 積金ファンド総合口座取引追加規定
- (27) 譲渡性預金規定

3. 以降の預金等の規定の確認について

電子化の対応により、当金庫のホームページで最新の預金等の規定をご確認いただけることから、誠に勝手ではございますが、印刷物による預金等規定の配付または送付を終了させていただきますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

以 上

預金規定

1. (当金庫の預金規定)

当金庫の預金規定とは、下記に掲げる規定をいいます。

- (1) 当座勘定規定
- (2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）
- (3) 手形・小切手署名判印刷サービス利用規定
- (4) 定期性総合口座規定
- (5) 期日指定定期預金規定〈ななかまど定期〉
- (6) 自動継続期日指定定期預金規定〈ななかまど定期〉
- (7) 自由金利型定期預金（M型）規定〈スーパー定期〉
- (8) 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定〈スーパー定期〉
- (9) 自由金利型定期預金規定〈大口定期〉
- (10) 自動継続自由金利型定期預金規定〈大口定期〉
- (11) 変動金利定期預金規定〈変動金利定期〉
- (12) 自動継続変動金利定期預金規定〈変動金利定期〉
- (13) 定額複利預金規定〈だんだん定期〉
- (14) 定期預金共通規定
- (15) 普通預金規定
- (16) 納税準備預金規定
- (17) 貯蓄預金規定
- (18) 通知預金規定
- (19) 財産形成期日指定定期預金規定
- (20) 財産形成住宅預金規定
- (21) 財産形成年金預金規定
- (22) 財産形成積立定期預金規定
- (23) 定期積金・積金ファンド定期積金共通規定
- (24) 積金ファンド定期預金規定
- (25) 積金ファンド総合口座取引追加規定
- (26) 譲渡性預金規定

2. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。